

平成 30 年 6 月 20 日現在

機関番号：34524

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K03805

研究課題名(和文) 英国の信託法理と英国会社法の戦略報告書作成規定の理論的關係性

研究課題名(英文) Theory between trust of UK and strategic report of company act 2006 in UK

研究代表者

沖野 光二 (OKINO, Koji)

兵庫大学・共通教育機構・准教授

研究者番号：00319906

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,600,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、価値創造プロセス(ビジネスモデル)を受託責任として情報開示する企業情報開示のあり方について、先駆的な英国2006年会社法の戦略報告書の実務・制度を手掛かりに考察・提示しようとするものである。具体的には、英国2006年会社法第172条の取締役の義務(会社の成功を促進する義務)が成文化された必然性を解明した。戦略報告書の目的は、第172条の取締役の義務をどのように果たしたのかを株主に通知し、株主の評価に役立てるための取締役の報告手段といえる。

さらに、コーポレートガバナンス理論の類型化を提示し、英国の信託法理が株式会社制度や受託責任制度の基礎となっていることを指摘した。

研究成果の概要(英文)：This study is to try consider and to present the ideal way of disclose information of the value creation process, business model, as a trust responsibility, referring to the practice and system of the Strategic Report of the company act 2006 in UK. Concretely, we have clarified the necessity that the obligation of the director of Article 172 of company act 2006; the obligation to promote the success in the company. The object of the Strategic Report is the way for the director to report the obligation of the director, Article 172 in order to use it for the shareholder's evaluation for the director.

In addition, we have presented the patternsing of the corporate governance theory, and pointed out that the trust law was a base of the company system and the stewardship system.

研究分野：国際会計

キーワード：戦略報告書 英国会社法 信託法理 会計 非財務報告 コーポレートガバナンス 南アフリカ キン
グ・コード

1. 研究開始当初の背景

(1) 伝統的な企業報告の情報開示のあり方は、財務的資本の保安全管理に関して焦点が当てられてきた。そこでは財務情報を価値評価の対象とし、財務的価値創造の結果としての過去の財務的業績のみを企業の説明責任の対象としていた。しかし、企業活動はますます複雑になり、新たな報告要求に基づく企業情報開示のあり方が求められてきている。社会の産業構造の変化により、会計報告の対象も、財務情報から非財務情報に重要性が変遷しており、特に非財務情報から財務情報への関係性を結びつける価値創造連鎖のプロセス、そしてそれを持続可能に実施すべく中期的長期的視点に立った企業戦略、さらにそれに基づく事業モデル、企業戦略を軸にしたこれらの関連性についての一貫した論理的歴史的節目に(ビジネスモデルの開示)が、投資家を含む利害関係者から求められるようになってきた。

(2) 英国における企業の非財務情報の開示に関する制度的取り組みとして、2013年8月に制定された「英国2006年会社法(戦略報告書および取締役報告書)2013年規則(SI 2013/1970)」が挙げられる。当該規則は、会社の計算書類および報告書類(Accounts and Reports)における計算書類(財務情報)を補完する役割の報告書類(非財務情報)、いわゆるナラティブ報告をより簡単に強固な者にするための会社法の修正である。

2. 研究の目的

(1) 本研究の目的は、英国2006年会社法の改正により制定された戦略報告書(Strategic Report)の作成義務の背景と意義を解明し、この規定の必然性を見出すことにある。

(2) 英国の信託法理の考え方を基底として受託責任の論理、コーポレートガバナンスの論理と戦略報告書作成規定の理論的関連性を明らかにすること。

(3) 英国の戦略報告書の非財務情報の国際電子標準化(XBRL化)の現状を整理し、課題と共に今後の研究のあり方を探るものである。

3. 研究の方法

(1) 英国2006年会社法の戦略報告書の制度化に至る必然性を英国2006年会社法および英国会計実務(会計基準も含む)を手掛かりに探ることとした。

具体的には、ハードローである「英国2006年会社法」とソフトローである「戦略報告書に関するガイダンス」(英国財務報告評議会(FRC)が作成)の二重構造により、年次

報告書の中に取締役が戦略報告書を作成することを要請するものであり、これらの規範の生成基盤(背景)と生成プロセスを文献調査並びに渡英出張によるミーティング調査により浮き彫りにした。

(2) 英国の信託法理について、その歴史と生成基盤を探るために文献調査を中心に行い、信託法理が株式会社制度の基底となり、コーポレートガバナンス理論へと発展している関連性を浮き彫りにすることを試みた。

(3) 英国の会社法の論理をモデルとしている南アフリカの統合報告の考え方を調査し、コーポレートガバナンス理論の四類型を導き出すことを試みた。

4. 研究成果

(1) 英国の戦略報告書の目的は、取締役の義務(第172条の会社の成功を促進する義務)をどのように取締役が果たしたのかを株主に通知し、株主の評価に役立てることにある(会社法第414C条第1項)。取締役の義務規定(第172条)は、コーポレートガバナンス・コードとして既に作成されているソフトローの規範を会社法のハードローの規範に落とし込み、エンフォースメント(拘束力)を一層高めたものである。また、取締役の義務は、これまで株主間の契約書である会社定款の中に定められるべきものから、ハードローの規範に初めて制定され、英国会社法の歴史上画期的な出来事である。

(2) 英国の戦略報告書の規定が生成した背景として、ロンドン・ビジネス・スクール(LSE)のジョン・ケイ教授による2012年のケイ報告書(政策提案)の提言を指摘することができる。ケイ報告書の重要性を我が国では指摘する者が少ないが、日本でのコーポレートガバナンス・コードやスチュワード・シップ・コードの導入、伊藤レポートなどに影響を及ぼしたことを看過してはならない。

(3) 英国法をモデルとする南アフリカの統合報告の考え方をヨハネスブルグ証券取引所の上場規程のキング・コード(第4版)を手掛かりにその生成基盤と特徴を浮き彫りにすることができた。

(4) 南アフリカのコーポレートガバナンス理論を含めて、英国を中心としたコーポレートガバナンス理論を四つの類型としてまとめることができた。その類型は、従来の株主価値優越型とステークホルダー価値重視型の二つの対立軸構造に加えて、現在は、包摂的株主価値型と包摂的ステークホルダー価値型を考慮した4つの理論を基に論じることができる。

(5) 戦略報告書を含む英国 2006 年会社法は、包摂的株主価値型コーポレートガバナンス (Enlightened shareholder value approach) の企業観であり、南アフリカのキング・コード第 4 版は、包摂的ステークホルダー価値型コーポレートガバナンス (Stakeholder inclusive approach) の企業観を重視していることが判明した。

(6) 確立された規範への準拠性として四つの類型にまとめることができた。まず第 1 の準拠性は、「Comply or Else」であり、原則を遵守せよ、さもなければ制裁を受けよ、である。米国 Sarbanes-Oxley 法 (2002 年) の考え方である。第 2 の準拠性は、「Comply or Explain」であり、原則を遵守せよ、さもなければ遵守しない理由を説明せよ、である。英国のキャドバリー報告書 (1992 年) から英国の戦略報告書 (2013 年) まで受け継がれる英国法の考え方である。南アフリカのキング・コード (第 1 版・第 2 版) の考え方でもあった。第 3 の準拠性は、「Apply or Explain」であり、原則を適用せよ、さもなければ適用しない理由を説明せよ、である。南アフリカのキング・コード第 3 版の考え方である。第 4 の準拠性は、「Apply and Explain」であり、原則を適用せよ、なおかつ勧告実務の実施状況を説明せよ、である。これは、現行の南アフリカのキング・コード第 4 版 (2016 年) の考え方である。このように規準性が南アフリカでは発展してきた点が特徴として指摘できる。

(7) 英国の戦略報告書の非財務情報の国際電子標準化 (XBRL 化) の現状については、英国実務では XBRL FR の財務情報のみが導入実績があるが、XBRL GL の導入企業や組織の実績はない。非財務情報の今後の XBRL 化については、未確定事項も多く、実務導入に必要な理論すら未構築の状況である。

(8) 英国コーポレートガバナンス・コードにおける存続可能性説明書 (Viability statement) の生成基盤を文献調査により浮き彫りにし、ゴーイングコンサーンの公準との関係性について考察した。

<引用文献>

沖野光二「英国の動向」古庄修編著同文館出版、『国際統合報告論：市場の変化・制度の形成・企業の対応』、2018 年 3 月、全 337 頁、(229-244 頁)。

沖野光二「南アフリカの動向」古庄修編著同文館出版、『国際統合報告論：市場の変化・制度の形成・企業の対応』、2018 年 3 月、全 337 頁、(303-314 頁)。

5. 主な発表論文等
(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 1 件)

古庄修、沖野光二、他 11 名、「国際統合報告フレームワークの形成と課題 (研究グループ報告 (最終課題))」、『国際会計研究学会年報 2015 年度』、査読なし、2016 年 8 月、149-157 頁。

〔学会発表〕(計 3 件)

沖野光二「英国上場企業の存続可能性説明書 (Viability statement) の意義」、グローバル会計学会第 1 回大会 (法政大学)、2018 年 3 月。

沖野光二「ステークホルダー (損益主体) の捉え方」、資金会計フォーラム第 2 回大会 (日本大学)、2018 年 3 月。

古庄修、沖野光二、他 11 名、「国際統合報告フレームワークの形成と課題 (研究グループ報告 (最終課題))」、国際会計研究学会第 32 回年次大会 (専修大学)、2015 年 10 月。

〔図書〕(計 1 件)

古庄修編著、同文館出版、『国際統合報告論：市場の変化・制度の形成・企業の対応』、2018 年 3 月、全 337 頁、(229-244 頁、303-314 頁)。

〔産業財産権〕

出願状況 (計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況 (計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

沖野光二「財務情報の国際電子標準化 XBRL FR と GL の現状と課題」、2016 年 3 月、南山大学経営研究センター「国際会計研究会」(招致発表)。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

沖野 光二 (OKINO, Koji)
兵庫大学・共通教育機構・准教授
研究者番号：00319906

(2) 研究分担者

該当者なし

(3) 連携研究者

該当者なし

(4) 研究協力者

該当者なし